

浜松市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(浜松市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 1 条 浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年浜松市規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(妊婦給付認定の申請)</p> <p>第 1 条の 2 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 1 条の 4 の 2 第 1 項の申請書には、同項各号に掲げる事項（同項の申請が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定による妊娠の届出と併せて行われる場合にあつては、当該妊娠の届出に記載したものを除く。）のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。</p>	<p>(妊婦給付認定の申請)</p> <p>第 1 条の 2 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 1 条の 4 の 2 第 1 項の申請書には、同項各号に掲げる事項（同項の申請が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定による妊娠の届出と併せて行われる場合又は当該妊娠の届出が既に行われている場合にあつては、当該妊娠の届出に記載したものを除く。）のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。</p>
<p>(支給認定証)</p> <p>第 4 条 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定証の様式は、支給認定証（別記様式）とする。</p>	<p>(支給認定証)</p> <p>第 4 条 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定証の様式は、支給認定証（<u>第 1 号様式</u>）とする。</p>
<p>(施設型給付費に係る利用者負担額)</p> <p>第 10 条 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。）<u>第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。</u>）及び満 3 歳以上保育認定子ども（同号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する市町村が定める額は、零とする。</p>	<p>(施設型給付費に係る利用者負担額)</p> <p>第 10 条 教育認定子ども（<u>法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。</u>）及び満 3 歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。）<u>第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。</u>）に係る法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する市町村が定める額は、零とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

(地域型保育給付費に係る利用者負担額)

第12条 法第29条第3項第2号に規定する市町村が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(特例地域型保育給付費に係る利用者負担額)

第13条 法第30条第2項第1号及び第3号(政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 法第30条第2項第2号及び第3号(満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、零とする。

第14条及び第15条 削除

(地域型保育給付費に係る利用者負担額)

第12条 法第29条第3項第2号(満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する市町村が定める額は、零とする。

2 法第29条第3項第2号(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する市町村が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(特例地域型保育給付費に係る利用者負担額)

第13条 法第30条第2項第1号(満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)、第2号及び第3号(満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、零とする。

2 法第30条第2項第1号(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)及び第3号(政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。)に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(乳児等支援給付認定の申請)

第14条 府令第28条の2第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

(乳児等支援支給認定証)

(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出)

第16条 (略)

第17条から第19条まで 削除

(特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出)

第20条 法第47条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第22条 法第55条第2項第1号に規定する特定教育・保育提供者に係る府令第46条第1項及び第3項の届書には、同条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) 施設の名称及び所在地

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 法第55条第2項第1号に規定する特定

第15条 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の様式は、乳児等支援支給認定証(第2号様式)とする。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第16条 府令第28条の27第2項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出)

第17条 (略)

第18条及び第19条 削除

(特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の名称等の変更の届出)

第20条 法第47条第1項(法第54条の3及び政令第20条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第22条 法第55条第2項第1号に規定する特定教育・保育提供者に係る府令第46条第1項及び第3項の届書には、同条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 法第55条第2項第1号に規定する特定

教育・保育提供者に係る同条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) (略)

(2) 施設の名称及び所在地

(3)・(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

別表(第10条・第11条・第12条・第13条・附則第3項関係)

(表略)

備考

1 (略)

2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者が、政令第4条第2項第8号イ(政令第5条第2項において準用する場合並びに政令第9条及び第11条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる教育・保育給付認定保護者である世帯をいう。

3～6 (略)

教育・保育提供者に係る同条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

別表(第10条・第11条・第12条・第13条・附則第3項関係)

(表略)

備考

1 (略)

2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者が、政令第4条第2項第8号イ(政令第5条第2項において準用する場合並びに政令第9条第2項及び第11条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる教育・保育給付認定保護者である世帯をいう。

3～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第15条関係）

年 月 日

様

浜松市長



乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	
認定の有効期間	
交付年月日	

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	

(浜松市立保育所条例施行規則の一部改正)

第2条 浜松市立保育所条例施行規則(昭和29年浜松市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第6条 条例第7条第3号及び第4号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第3号及び第5号に掲げる事業 利用者の年齢(当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日の前日現在の年齢をいう。)に応じ、次に定める額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 条例第3条第4号に掲げる事業 1回 30分までごとに100円</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和7年度における第6条の規定の適用については、同条第1号中「に応じ」とあるのは「又は利用区分に応じ」と、同号ア中「1回につき2,000円」とあるのは「乳児等通園支援事業利用者にあつては1回につき600円、それ以外の利用者にあつては1回につき2,000円」とする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 条例第7条第3号から第5号までに規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第3号及び第6号に掲げる事業 利用者の年齢(当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日の前日現在の年齢をいう。)に応じ、次に定める額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>(2) 条例第3条第4号に掲げる事業 1回 2時間までごとに600円</u></p> <p><u>(3) 条例第3条第5号に掲げる事業 1回 30分までごとに100円</u></p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(令和6年浜松市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開園時間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の特定教育・保育を行う利用時間帯は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p> <p>(1) 教育時間(<u>1号認定子どもに対する特定教育・保育を行う時間をいう。</u>以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入園等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第3条第1号に掲げる事業を利用しようとする法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)及び条例第3条第2号から<u>第5号</u>までに掲げる事業を利用しようとする者の保護者は、市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 条例第7条第2号及び<u>第3号</u>に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第2号に掲げる事業(法第7条第10項第5号に掲げる事業に限る。)</p> <p><u>第4号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額から法第30条の11第1項の規定により支給される施設等利用費の額を減じた額</p>	<p>(開園時間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の特定教育・保育を行う利用時間帯は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p> <p>(1) 教育時間(特定教育・保育の<u>うち法第7条第2項に規定する教育を行う時間をいう。</u>以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入園等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第3条第1号に掲げる事業を利用しようとする法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)及び条例第3条第2号から<u>第6号</u>までに掲げる事業を利用しようとする者の保護者は、市長に利用の申込みをし、その承諾を得なければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 条例第7条第2号から<u>第4号</u>までに規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第2号に掲げる事業(法第7条第10項第5号に掲げる事業に限る。)</p> <p><u>第5号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額から法第30条の11第1項の規定により支給される施設等利用費の額を減じた額</p>

(2) 条例第3条第2号に掲げる事業(法第7条第10項第6号に掲げる事業に限る。)及び条例第3条第4号に掲げる事業(幼稚園型一時預かり事業(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。第4号において同じ。))を除く。)利用者の年齢(当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日の前日現在の年齢をいう。)に応じ、次に定める額

ア・イ (略)

(3) 条例第3条第3号に掲げる事業 1回
30分までごとに100円

(4) 条例第3条第4号に掲げる事業(幼稚園型一時預かり事業に限る。) 次に掲げる表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

区分	金額(1回につき)
別表第2に規定する開園時間の開始時刻から教育時間の開始時刻まで	(略)
別表第2に規定する教育時間の終了時刻から午後4時30分まで	(略)
(略)	

(2) 条例第3条第2号に掲げる事業(法第7条第10項第6号に掲げる事業に限る。)及び条例第3条第5号に掲げる事業(幼稚園型一時預かり事業(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。第5号において同じ。))を除く。)利用者の年齢(当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日の前日現在の年齢をいう。)に応じ、次に定める額

ア・イ (略)

(3) 条例第3条第3号に掲げる事業 1回
2時間までごとに600円

(4) 条例第3条第4号に掲げる事業 1回
30分までごとに100円

(5) 条例第3条第5号に掲げる事業(幼稚園型一時預かり事業に限る。) 次に掲げる表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

区分	金額(1回につき)
別表第2に規定する開園時間の開始時刻から教育時間の開始時刻まで	(略)
別表第2に規定する教育時間の開始時刻から午後4時30分まで	<u>150</u>
別表第2に規定する教育時間の終了時刻から午後4時30分まで	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等支援給付認定の申請に係る規定を追加するほか、所要の整備を行うものです。